

葛飾区公式ツイッター運用要領

平成 23 年 6 月 21 日
23 葛政広第 85 号
広報課長 決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、区が Twitter (以下、「ツイッター」という。) を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で 140 文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 葛飾区が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めにいう。
- (5) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為、および投稿された記事をいう。
- (6) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (7) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (8) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

(運営主体)

第 3 条 公式ツイッターの運営主体は葛飾区とし、アカウントの管理、ツイートの発信は広報課が行う。

2 ユーザー名は `katsushika_city` とする。

(アカウント運用者の明示)

第 4 条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてツイッターのユーザー名を、区ホームページ上に明示する。

(アカウント運用ポリシーの策定と明示)

第 5 条 アカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法についてアカウント運用ポリシーを策定し、ツイッターのプロフィール欄で明示する。

(掲載内容)

第 6 条 ツイッターで、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 区ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 広報課から何らかの手段で区民等に情報提供したもの
- (3) 安全・安心情報メールなどメール配信システムで配信したもの
- (4) その他広報課長が適当と認めるもの

(リプライ、リツイート、およびフォローの制限)

第7条 リプライは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信したツイートを、特に広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

2 リツイートは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信したツイートを、特に広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

3 フォローは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設したアカウントで、特に広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として葛飾区が運営するホームページのみとする。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設したホームページで、特に広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(その他)

第9条 その他、この要領の実施について必要な事項は、広報課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。